

あま市教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育、文化又はスポーツの各分野において活躍し、全国大会等に出場等をする市民及び団体に対して、あま市教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、市への愛着心の向上並びに各分野における市民及び団体のより一層の技能向上を奨励することを目的とする。

(交付対象)

第2条 報奨金の交付を受けることができるものは、市内に住所を有する個人又は市内に活動の本拠を有する団体で、予選大会等の選考を経て全国大会以上の大会（以下「対象大会」という。）に出場又は作品、研究成果等を出品（以下「出場等」という。）をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金を支給しない。

- (1) 予選大会等の選考を経ず、自主的に出場等をする場合
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体その他これに準ずる団体が主催する大会で、出場等の資格が限定される場合
- (3) その他市長が報奨金を交付するのに適当でないと認める場合

(交付額)

第3条 報奨金の交付額は、次の表のとおりとし、同一の個人又は団体への報奨金の交付は、同一年度において1回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

大会区分	交付対象	交付額	
オリンピック パラリンピック 世界選手権	個人	50,000円	
	団体	50,000円×人数 上限金額 250,000円	
上記を除く国際大会	個人	20,000円	
	団体	20,000円×人数 上限金額 100,000円	
全国大会	個人	5,000円	
	団体	5人以内	15,000円
		6人～9人	20,000円
10人以上		25,000円	

2 個人と団体の構成員とを重複する場合は、いずれか一方の報奨金のみを交付するものとする。

(交付申請)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者又は団体の代表者（それらの者が未成年者である場合にあつては、その保護者又は当該団体の責任者。以下「申請者」という。）は、あま市教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場報奨

金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付することが適当と認めるときは、あま市教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場報奨金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の時期）

第6条 市長は、前条の規定により報奨金の交付を決定したときは、申請のあった日から1月以内に報奨金を申請者に交付するものとする。

（実績報告）

第7条 報奨金の交付を受けたものは、対象大会終了後速やかにあま市教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場結果報告書（様式第3号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、既に交付した報奨金であっても、当該報奨金の交付を受けたものが報奨金の交付要件に該当しないと判明した場合は、報奨金を返還させることができる。

（庶務）

第9条 報奨金の交付に関する庶務は、教育部において処理することとし、次の表の左欄に掲げる分野に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課が担当することとする。

対象大会の分野	担当課
学校教育関係	学校教育課
社会教育関係	生涯学習課
社会体育関係	スポーツ課

2 前項に規定する分野が重複する場合における担当課については、その都度両課が協議して決定するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。